

令和2年3月18日（水）

経済戦略局総務部総務課長以下、市職経済局支部長以下との本交渉

（所属）

回答に先立ち、今般の新型コロナウイルス感染症への対策として国が発動した「セーフティネット保証4号」等の認定等業務にかかり、局内から多くの職員の皆さまに応援にご協力いただいております。この場を借りてお礼申し上げます。

今月2日より「セーフティネット保証4号」発動されたことに加え、16日からは、国の緊急対策第2弾として「危機関連保証」が新たに発動されたことから、制度を活用する中小企業からの申請や電話相談が、それぞれ1日300件を超える状況となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響で資金調達に支障をきたしている市内中小企業者への支援は急務ではありますが、一方で、担当課である企業支援課の職員へ過度な負担が集中することを避けるため、局を挙げて応援体制を構築し、業務にあたっているところです。

市民や中小企業者へのサポート体制を低下させることなく、局一丸となって大阪経済の下支えに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、10月24日に申入れのあった事項について、口頭による事項も含めて、当局の考え方を回答いたします。

令和2年度の業務執行体制に関しまして、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編等については管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行うものではありませんが、単に職員数だけを削減することは、円滑な業務執行体制に支障をきたし、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応できないといった事態を招きかねません。

そのため、業務執行体制の確立にあたっては、真に必要な市民サービスの低下をきたすことのないよう、事務事業の精査を加えながら、業務内容と業務量に見合った執行体制を構築していきたいと考えています。

令和2年度におきましては、所管事業をより一層効果的に推進するため、2025年大阪・関西万博の開催に向けた準備等重点施策にかかる業務執行体制の強化を予定しておりますが、これに伴う勤務労働条件の変更は、現在見込んでおりません。

時間外労働時間の縮減につきましては、全庁的な取り組みである「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、適切な時間外勤務の執行管理に取り組むとともに、年次休暇につきましても、引き続き、計画的な休暇取得の促進及び休暇を取りやすい職場環境づくりに努めてまいります。また、労働安全衛生対策として安全衛生委員会を定期的開催し、職員の健康増進に努めてまいります。

仕事と子育ての両立については、「仕事と生活の両立支援プラン ～ワーク・ライフ・バランスの実現をめざして～」（大阪市特定事業主行動計画）のもと、職員が各々の職責を十分に果たしながら安心して子育てを行えるように、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくりに取り組んでいくべきものと認識しています。

会計年度任用職員につきましては、当局における現行の非常勤嘱託職員の職のみを会計年度任用職員として切替える予定です。現在、4月1日以降の任用に向け、適切に手続きを進めているところです。

会計年度任用職員の任用などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、業務内容や業務量を勘案のうえ、適切に行ってまいります。

「大規模災害」かかる行政対応につきましては、近年の数次にわたる災害への対応についての検証を踏まえ、大阪北部地震並みの大災害発生時においても職員が速やかに参集し初動体制を確保できるよう、昨年度に局災害応急対策実施マニュアルの改訂・整備を行いました。引き続き、必要な対応・対策の検討を行ってまいります。今後のマニュアル改訂に伴い勤務労働条件にかかわる事項が生じた際は、皆様方と十分に協議を行い、誠意を持って対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

経営形態の変更などの管理運営事項につきましては、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として、時機を逸することなく誠意をもって対応させていただきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

(組合)

ただいま、所属から、次年度の業務執行体制にかかる勤務労働条件についての考え方が示されたが、支部としては、現時点で判断に至る情報が全て示されるものではなく、新年度(4月)以降、今回示された内容から乖離し職場混乱をきたしていないかなど、我々としても引き続き状況を注視してまいりたいと考える。

そのうえで、数点口頭で補足したいので合わせて回答をお願いする。

先日WHOがパンデミックが発生していると宣言した新型コロナウイルス感染症について、大阪市においても学校等が閉鎖となり、影響を受けている組合員が多数発生していると聞いている。特別休暇等の制度は構築されているが、業務繁忙等により取得できないことが無いようにワーク・ライフ・バランスの観点からも再度、職制としての制度周知及び職場環境の整備を求める。また、実際に経済戦略局において発生した場合の防疫対策等の対応策についてもどのように検討しているのか伺いたい。

昨年度交渉を実施した博物館群の地方独立行政法人化にかかる交渉議事録について、公表されていないがどのようになっているのか伺いたい。

企業支援課の体制について、状況及び必要性については一定理解するものの、4月以降も局内応援が継続するのかなど、今後の体制についてどのように検討しているのか伺いたい。

会計年度任用職員について、本来常勤職員が担うべき業務について、会計年度任用職員をもって充てるなど安易に穴埋めを行うようなことがないか、見解を伺いたい。

(所属)

ただいま、組合側から数点にわたり指摘を受けたところです。

新型コロナウイルス感染症に関しては、本市においても、感染拡大防止の観点から時差勤務の奨励や積極的な休暇取得の促進等の取組みを行っているところです。

ご指摘のあった点につきましては、繁忙期ではありますが、学校等の休業等により職員が子の世話をを行う場合、また、職員や親族に発熱等風邪症状がみられる場合などにおいて活用できる特別休暇制度の周知、及び、休暇を取得しやすい職場環境整備に引き続き努めてまいります。

また、未だ職員への感染例は確認されておきませんが、日常的に職員の健康状態等の把握に努め、実際に当局において発生した場合におきましては、速やかに保健所等と連携し、必要な感染防止対策等の指示を受けて、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

昨年度の博物館群の地方独立行政法人化にかかる交渉議事録に関しましては、今後速やかに公表してまいります。公表が遅れていることに関し、深くお詫び申し上げます。

職員の勤務労働条件の変更に関わる事項については、今後とも誠意をもって対応させていただきたいと考えていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

また、4月以降の企業支援課の体制については、今後の国の動きも注視しながら中小企業支援に最大限対応していきたいと考えており、ご指摘を踏まえ、業務量増に対応するための臨時職員の雇用に向けて引き続き募集を行ってまいります。必要に応じて組合員の皆さまにも引き続きご協力をいただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

会計年度任用職員については、繰返しになりますが、当局においては現行の非常勤嘱託職員の職のみを会計年度任用職員として切替える予定としております。任用などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、今後とも業務内容や業務量を勘案のうえ適切に行ってまいります。

(組合)

「2020年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について」は本交渉においては、勤務労働条件の変更はないこと（交渉事項なし）を確認しておくが、今後も職員の勤務労働条件に変更が生じた際には、誠意を持って協議・交渉を行うことを改めて求めておく。

また最後に、本日の内容については、職場混乱が生じないよう、所属の責任として速やかに説明しておくよう再度求めておく。

(以上)